

Ⅶ

# 開示対象、会社法と金商法の相違点など 関連当事者の開示に関する 留意点

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 廣橋 里美

【この章のエッセンス】

● 関連当事者の開示は、会社と関連当事者との取引や関連当事者の存在自体が会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがあるため、財務諸表利用者が当該影響を把握できるように適切な情報を提供するものでなければならない。  
● 関連当事者取引を漏れなく開示するため、どのような関連当事者取引が開示対象となるのか把握するとともに、網羅的に把握できる内部統制を構築する必要がある。

## はじめに

金融庁による平成31年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レ

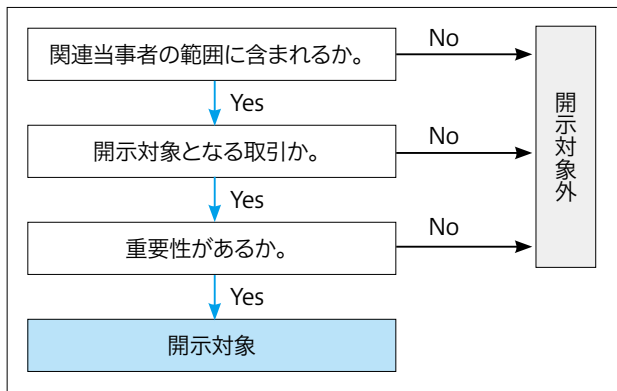
ビューにおいて、「関連当事者に関する開示」が重点テーマ審査の1つに挙げられている。「関連当事者に関する開示」については、企業会計基準11号「関連当事者の開示に関する会計基準」(以下、「会計基準」という)、企業会計基準適用指針13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」という)が平成18年に公表されており、その後、改正されていないが、関連当事者の範囲や開示対象となる関連当事者との取引を網羅的に把握することが困難であり、訂正報告書を提出する事例が見受けられることから、重点テーマ審査の1つに取り上げられたと考えられる。

そのため、本稿では、「関連当事者に関する開示」について、図表1の関連当事者の開示フローに従い、会

計基準、適用指針、および会社計算規則における取扱いを確認するとともに、実務上の留意点をまとめていく。

なお、文中意見にわたる部分は私見であることを申し添える。

(図表1) 関連当事者の開示フロー



(出所) 筆者作成

(図表2) 関連当事者の範囲

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社(以下、「その他の関係会社」という)ならびに当該その他の関係会社の親会社および子会社
- ⑤ 関連会社および当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主およびその近親者
- ⑦ 財務諸表作成会社の役員およびその近親者
- ⑧ 親会社の役員およびその近親者
- ⑨ 重要な子会社の役員およびその近親者
- ⑩ ⑥～⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社およびその子会社
- ⑪ 従業員のための企業年金(企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限り)

(出所) 筆者作成

## 関連当事者の範囲

「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力